

流通構造調査（香港） 清涼飲料水

2015年3月

日本貿易振興機構（ジェトロ）

香港事務所

農林水産・食品調査課

【免責条項】本報告書で提供している情報は、ご利用される方のご判断・責任においてご使用ください。ジェトロでは、できるだけ正確な情報の提供を心掛けておりますが、本報告書で提供した内容に関連して、ご利用される方が不利益等を被る事態が生じたとしても、ジェトロ及び執筆者は一切の責任を負いかねますので、ご了承ください。

香港で非常に人気が高い日本産食品の一つである清涼飲料は、食料専門店、スーパーなど業態・顧客層の別を問わず、およそ食品小売店では必ず目にする。2014年の日本から香港向け清涼飲料水等の輸出は、数量・金額とも前年比2桁台で増加した。輸入市場は、数量ベースで60%を占める中国品が席卷し、日本品は3%程度(金額ベースで7%程度)であるが、現地バイヤーは、ユーザーニーズの取り込み、包装などを一層工夫することで日本品参入の機会拡大の可能性を示唆した。

■輸入市場

2014年における日本からの清涼飲料水等の輸出は、金額で1億5,120万米ドル(前年比19.0%増)、数量では7,214万リットル(42.7%増)と、東日本大震災前の水準をはるかに超え順調に増加している。うち香港向けはアラブ首長国連邦に次ぐ第2位で、金額(11.3%増)、数量でも(50.8%増)拡大が著しい。一方、清涼飲料水等(ミネラルウォーターなどを含む)の香港での輸入動向をみると(注)、2014年は金額が2億7,908万米ドル(16.0%増)、数量が2億8,113万リットル(11.1%増)と拡大傾向にある。次に、香港市場参入に係る清涼飲料水の流通事情について見てみよう。

表1 香港における清涼飲料水等の主要国別輸入動向

順位	国・地域	輸入額(米ドル)				
		2012年	2013年(A)	2014年(B)	伸び率(B/A)	構成比(B)
1	中国	106,482,147	118,407,294	127,114,906	7.4%	45.5%
2	台湾	25,989,856	33,424,103	30,761,094	△ 8.0%	11.0%
3	米国	9,147,131	13,160,673	24,658,651	87.4%	8.8%
4	日本	11,902,671	14,733,123	18,895,383	28.3%	6.8%
5	韓国	6,435,366	9,269,928	17,040,152	83.8%	6.1%
6	マレーシア	7,538,340	7,780,391	8,947,386	15.0%	3.2%
	全世界	201,608,489	240,671,397	279,083,271	16.0%	100.0%
順位	国・地域	輸入量(リットル)				
		2012年	2013年(A)	2014年(B)	伸び率(B/A)	構成比(B)
1	中国	145,323,697	157,571,591	171,288,498	8.7%	60.9%
2	台湾	32,920,477	38,603,969	37,544,084	△ 2.7%	13.4%
3	米国	2,896,018	4,057,658	6,179,878	52.3%	2.2%
4	日本	4,353,290	6,902,990	9,166,602	32.8%	3.3%
5	韓国	3,720,438	5,542,816	10,474,633	89.0%	3.7%
6	マレーシア	9,639,987	9,566,432	10,732,243	12.2%	3.8%
	全世界	222,795,145	253,036,887	281,125,135	11.1%	100.0%

(注) 清涼飲料水等の関税番号: 2202

(出所) 香港政府統計処(Hong Kong Census & Statistics Department)

■流通構造

日本産清涼飲料の流通経路は、生産者の規模や発注ロット、香港側小売店が好む商流の違い等により、さまざまな経路が存在する。一般消費者向け商材がメインである香港小売業A社の流通経路は、生産者(飲料メーカー)→一次問屋→輸出業者→A社と比較的シンプルな経路であり、A社から一次問屋への発注後、問屋に在庫があれば、輸出業者を経て概ね1週間前後で出港、さらに4日程度の日数で香港へ到着する。香港に到着後、同日に小売業者により引き取られ、1～2日かけ店頭へ配送される。他方、一般消費者向けおよび中高所得層向け香港内小売店Bは、輸入業者経由で商材を調達しており、発注から配送までのリードタイムは1～3日程度と非常に短い。一般的に清涼飲料は保存期

間が長いと、倉庫・配送機能が充実している輸入業者が強味を発揮しやすい商材でもある。

前述のとおり、清涼飲料水が日本の工場から香港の店頭へ並ぶまでの経路はさまざまなパターンがあるが、先のA社の例でみると、一次問屋で10～15%程度、輸出業者で5%程度、A社で店頭販売時に30～40%程度に上乗せされ、出荷価格の概ね1.5～1.7倍の値段で販売されている。なおB社の場合は、輸出業者からの仕入値に輸入業者が10%程度、B社での店頭販売時に約30%上乗せされ販売されている。

■販売先・バイヤーが着目するポイント

流通構造の把握と共に、仕入れにあたりバイヤーが重視するポイントについて質問した。

まず大事なものは、値ごろ感。代表的な価格事例として、缶コーラ（大、500ミリリットル）はHKD6.5～10（1HK\$=15.81円）、リンゴジュース（果汁100%、1リットル）はHKD39～58などが挙げられる。消費者の反応としては、「日本産清涼飲料は高くてもおいしい」とのイメージが定着しているものの、実際には価格にシビアな評価を示す。香港で目にする同商材のうち、品質が価格を凌駕している物は全体の2割程度では、といった厳しい意見も聞かれた。

次に、商品をエンドユーザーが「手に取る」までのイメージが出来ているか。生産者が想定する店頭売価が、自社店舗にマッチするか否か、また、想定している売価と品質とのバランスが、香港市場で受け入れられるのか否か、といった基本的なイメージがないまま、「小売店に売り込むこと」が最終目的になってしまっているケースが意外と多い、といった声も聞かれた。そもそも売り込み先となる小売店自体、店舗のブランディング方針や得意とする顧客層等に差異がある。売り込み先の情報収集も含め、改めて、事前準備の必要性が指摘された。

最後に、包装。いくら良い商品でも、消費者の目に入らなければ、実際の購入には繋がらない。日本産飲料の包装は、淡い繊細な色遣いが多いが、東南アジア等に多いビビッドなものに比べると全体的にボヤっとしたものが多く、どうしても目立ちづらい。また、容器も、ガラスやアクリル素材に入れた果汁飲料、といった目を引くものが意外に少なく、その辺りにも工夫の余地がありそうだ。

昨今の円安も背景に、今まで手が届かなかったが、例えば果汁入り炭酸飲料（5%未満）、乳性飲料なども今後の取扱検討の俎上に入りうる商品としての可能性が高い、といった明るい声がバイヤーからは聞こえてくる。すでに数多くのプレイヤーが参入し、多種多様な日本産飲料水がひしめき合っている香港市場ではあるが、上述の課題等をクリアしていけば、まだまだ日本産の新規参入・シェア拡大の余地は十分にある。

（注）香港の清涼飲料水市場で現在よく出回っている品目：コーラ炭酸飲料、果汁入り炭酸飲料（5%未満）、果実ジュース（果汁100%）、ナチュラルミネラルウォーター、緑茶飲料、乳性飲料、野菜・果汁ミックスジュース

香港

流通経路・時間等：清涼飲料／日本食品専門店

表2. 流通（物流）経路、時間、および商慣習

流通（物流）経路	所要時間 （日数）	備考
メーカー ↓ 卸売業者	4日	卸売業者に在庫があれば、メーカー⇄卸間のリードタイムは考慮する必要無し。
卸売業者 ↓ 輸出業者	3日	
輸出業者 ↓ 通関〔東京 港〕	3～4日	
輸送	4日	
通関〔香港 港〕 ↓ 小売業者 ↓ 一般消費者	1日～2日	

（資料）日本食品専門店へのヒアリングよりジェトロ香港事務所作成

Copyright © 2015 JETRO. All rights reserved. 禁無断転載

Copyright (C) 2015 JETRO. All rights reserved.

香港

流通費用：清涼飲料／日本食品専門店

表3. 流通（物流）費用

輸出形態	海上コンテナ（混載）		ロットあたりのコスト			単価			商慣習等
	ロット	1ケース12個入り200ケース				出荷額=100	輸入価額=100		
場面	項目	（税）率等	計算内容	累積					
生産者→卸売業者	出荷額			26,830～ 30,210	A	100	59.16～ 66.62		飲料メーカー⇒一次問屋（買取）
卸売業者→輸出業者	マージン・ 輸送費等	約10～ 15%	A × 率等	30,860～ 33,230	B	110～115	68.03～ 73.28		一次問屋⇒輸出事業者（買取）
輸出業者 ↓ 通関〔東京 港〕 ↓ 通関〔香港 港〕 ↓ 小売業者	マージン・ 輸送費等	約5%	B × 率等	32,400～ 34,890	C	115.5～ 120.75	71.43～ 76.92		輸出業者⇒香港小売業者（買取）
小売業者 ↓ 一般消費者	マージン・ 輸送費等	約30～ 40%	C × 率等	45,360	D	150.15～ 169.05	100		
	付加価値税	0 %			E				香港では、食品に対する関税は無く、また、 食品販売に係る物品税は、一部商品を除き 無税。

（注）通貨換算：1HK\$（ ¥15.81 ）

（資料）香港日本食品専門小売店へのヒアリングよりジェトロ香港事務所作成

Copyright © 2015 JETRO. All rights reserved. 禁無断転載

Copyright (C) 2015 JETRO. All rights reserved.

香港

流通経路・時間等：清涼飲料／日本産食品の取り扱いが多いスーパー

表4. 流通（物流）経路、時間、および商慣習

流通（物流）経路	所要時間 （日数）	備考
輸入業者 ↓ 小売業者	1日～2日	日本側のリードタイム・流通構造は不明。
小売業者 ↓ 一般消費者	1日～2日	香港の輸入卸売業者が常に豊富に在庫を抱えており、概ね発注後2～3日で店頭に並ぶ。

（資料）日本食品の取り扱いが多いスーパーへのヒアリングよりジェトロ香港事務所作成

Copyright © 2015 JETRO. All rights reserved. 禁無断転載

Copyright (C) 2015 JETRO. All rights reserved.

香港

流通費用：清涼飲料／日本産食品の取り扱いが多いスーパー

表5. 流通（物流）費用

輸出形態	-								
ロット	1ケース12個入り30ケース								
場面	コスト		ロットあたりのコスト			単価			商慣習等
	項目	(税)率等	計算内容	累積		卸価格=100	輸入価額=100		
輸入業者 ↓ 小売業者	マージン・ 輸送費等			11,808	A	115.5～ 120.75	71.43～ 76.92		輸入業者⇒香港小売業者（買取） 輸入業者は、一般的に仕入れ額に10～15% 上乗せし販売する。
小売業者 ↓ 一般消費者	マージン・ 輸送費等	約30%	A × 率等	15,444	B	150.15～ 169.05	100		
	付加価値税	0 %			C				香港では、食品に対する関税は無く、また、 食品販売に係る物品税は、一部商品を除き 無税。

(注) 通貨換算：1HK\$（¥15.81）

(資料) 香港日本食品専門小売店へのヒアリングよりジェトロ香港事務所作成

Copyright © 2015 JETRO. All rights reserved. 禁無断転載

Copyright (C) 2015 JETRO. All rights reserved.

流通構造調査（香港・清涼飲料水）

2015 年 3 月作成

作成者 日本貿易振興機構（ジェトロ） 香港事務所、農林水産・食品調査課
〒107-6006 東京都港区赤坂 1-12-32
Tel : 03-3582-5186 E-mail : AFC@jetro.go.jp
